

第3章 上位計画等の整理

- ① 総合計画
- ② 都市マスタープラン
- ③ その他の関連計画
- ④ 上位計画等における公共交通に関する
施策・事業等

(1) 熊本市第7次総合計画（平成28年3月策定 令和2年（2020年）3月改定）

熊本市第7次総合計画は、令和5年度を目標年次とした熊本市の最上位の計画であり、今後のまちづくりの指針となる重要な計画です。

【基本構想】

将来像・基本方針	■めざすまちの姿 ○市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたくなるまち「上質な生活都市」 ■まちづくりの重点的取組（公共交通関連） ○「ずっと住みたいまちづくり」 だれもが移動しやすく暮らしやすい都市をつくります。 ⇒高度な都市機能が立地した中心市街地と日常生活に必要なサービスが整う地域拠点を、利便性の高い公共交通などで結ぶ多核連携都市の形成を促進していきます。 ■分野別施策の基本方針（公共交通関連） ○安全で利便性が高い都市基盤の充実： 将来にわたり市民が暮らしやすい多核連携都市の実現に向け、地域拠点などにおける都市機能や人口密度を維持・確保するとともに、バス路線網の再編やパークアンドライドなどを推進し、わかりやすく利便性の高い公共交通体系を確立します。加えて、九州中央の交流拠点都市にふさわしい幹線道路や広域交通網を整備し、公共交通と自動車交通の最適な組み合わせ（ベストミックス）を構築します。
将来人口	734,000人（令和5年）

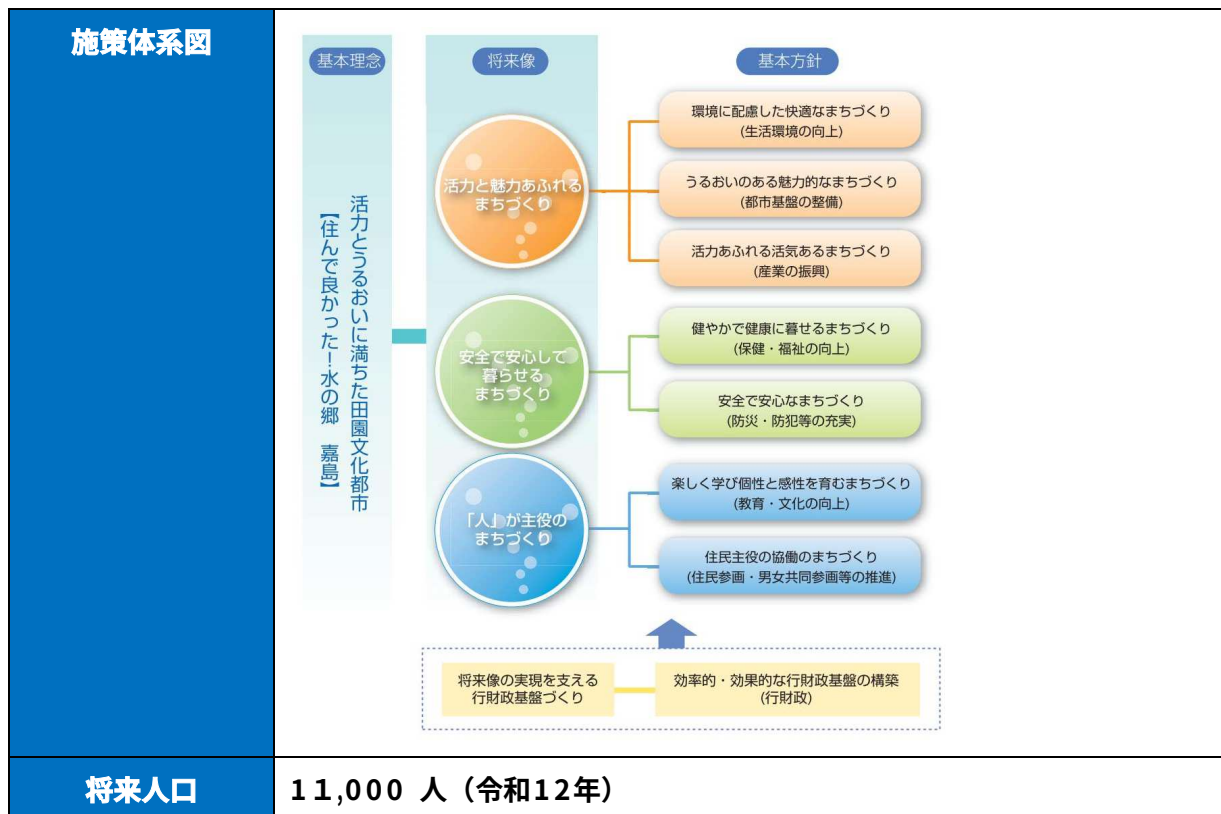
【基本計画】

公共交通に関する 施策・事業	■だれもが安心して移動できる公共交通体系の確立 【基本方針】 持続可能な公共交通網の形成及び公共交通の利便性向上 【事業概要】 ○公共交通ネットワークの維持・再構築 ・持続可能な公共交通網の形成等 ○主要交通拠点などの整備促進 ・公共交通機関相互の結節性を高める等 ○公共交通機関の利用促進 ・自家用車から公共交通機関への利用転換の促進等
その他関連する 施策・事業	■計画的な都市づくり ○多核連携都市づくりの推進と適正な土地利用への誘導

(2) 第6次嘉島町総合計画（令和3年（2021年）3月改定）

第6次嘉島町総合計画は令和12年を目標年次とし、嘉島町のまちづくりの指針を示すものです。

【基本構想】



【基本計画】

公共交通に関する 施策・事業	【基本方針】 都市基盤の整備 ■具体的な取組 ○東部台地土地区画整理事業「ゆうすいの杜」の整備状況を考慮した交通体系の検討を行います。 ○主要交通拠点と結節するバス路線の確保やバスの利用促進を図ります。 ○公共交通不便地域の解消や子どもや高齢者など交通弱者の移動手段を確保するため、コミュニティ交通の導入などを検討し、住民の移動利便性の向上に努めます。
その他関連する 施策・事業	■新たな幹線道路の整備実現に向けた取組 ○熊本都市圏さらには九州全体の道路ネットワーク強化の観点から、嘉島ジャンクションと熊本市中心部を結ぶ新たな幹線道路の整備が実現できるよう関係機関に強力に要請します。

(1) 熊本都市計画区域マスタープラン（平成27年（2015年）5月改定）

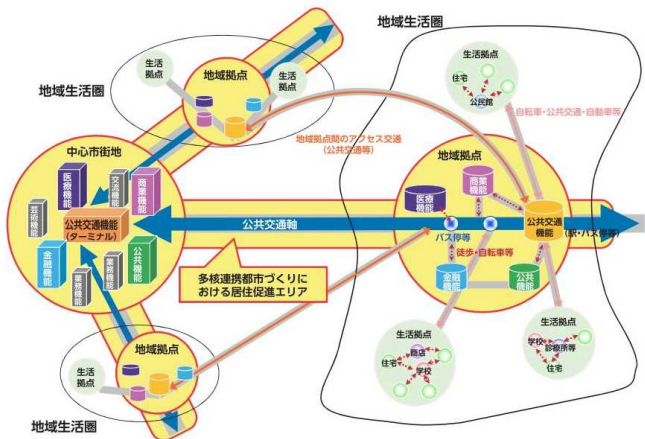
熊本都市計画区域マスタープランは概ね20年後（令和12年頃）の都市の姿を展望した都市計画の基本的な方向性を示すものです。

将来都市構造	■範囲 ○熊本市の行政区域の一部 ○合志市、菊陽町、嘉島町及び益城町の行政区域の全域 ■将来像 ○豊かな自然と歴史を活かし、活力あるエコ・コンパクトな都市づくり ■都市づくりの目標 ○豊かで身近な自然・歴史文化・景観と調和した都市づくり ○多様な都市機能の集積・利便性の向上を目指す多核連携型都市づくり ○広域交流、域内交流を育む快適で便利な公共交通優先の都市づくり ○人と環境にやさしい安全・安心な都市づくり ○住民と行政が協働により取り組む都市づくり
公共交通に関する 施策・事業	■公共交通体系の整備（整備方針） ○地域核と生活拠点間を結ぶ公共交通機関相互の結節機能の強化、バス交通の利便性向上、電停改良等により、交通結節点としての機能を強化し、公共交通機関の利用を促進する。 ○九州新幹線に並行するＪＲ鹿児島本線およびＪＲ豊肥本線の連続立体交差事業による、公共交通の拠点である熊本駅等へのアクセス性の向上や、生活に必要な公共交通の確保等により、公共交通ネットワークの形成を促進する。
その他関連する 施策・事業	■広域交通体系整備： ○九州中央自動車道、中九州横断道路等の整備を促進する。 ○熊本西環状線及び熊本宇土道路などの定時性、走行性の高い高規格道路の整備を重点的に推進する。 ■骨格道路交通体系整備： 2環状11放射の骨格道路網や主要な幹線道路、広域交通拠点を結ぶ広域交通軸を強化する幹線道路の整備等を推進する。 など

(2) 第2次熊本市都市マスタープラン（全体構想 平成21年3月策定 平成29年（2017年）8月改定）

（地域別構想 平成26年3月策定 平成30年（2018年）9月改定）

第2次熊本市都市マスタープランは令和7年を目標年次とし、市民生活や経済活動を支える都市基盤づくりの体系的かつ総合的な方向性を示すものです。

将来都市構造	■範囲 ○熊本市域 ■将来像 ○豊かな水と緑、多様な都市サービスが支える活力ある多核連携都市 ■多核連携都市づくりに向けた基本的な考え方 ○公共交通の利便性が高い地域への居住の誘導 ○中心市街地や地域拠点への都市機能の維持・確保  ○公共交通ネットワークの充実 ■多核連携都市づくりのイメージ 
公共交通に関する 施策・事業	■居住促進エリアへの居住機能の誘導 ○公共交通の利便性が高い地域への居住を誘導するための施策展開に取り組めます。 ■公共交通の整備と利用促進 ○交通事業者と一丸となってバス停・電停等の利便性向上や交通結節点の整備などによる公共交通のサービス水準の更なる向上に取り組めます。
その他関連する 施策・事業	■中心市街地や地域拠点への都市機能集積 ○都市機能の維持・確保を検討する際には、維持・確保する都市機能に見合った用途地域内とするなど、地域拠点エリアに囚われる事無く検討するものとします。ただし、その際は、公共交通の利便性、周辺住民のニーズ等を十分考慮します。

(1) 熊本都市圏都市交通マスタープラン（平成28年（2016年）3月策定）

熊本都市圏都市交通マスタープランは概ね20年後（令和17年）を目標年次とし、目指すべき都市構造とそれを支える交通体系のあり方を提案するものです。

将来の交通体系

■範囲

- 熊本都市圏、5市6町1村（熊本市、菊池市、宇土市、宇城市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町）

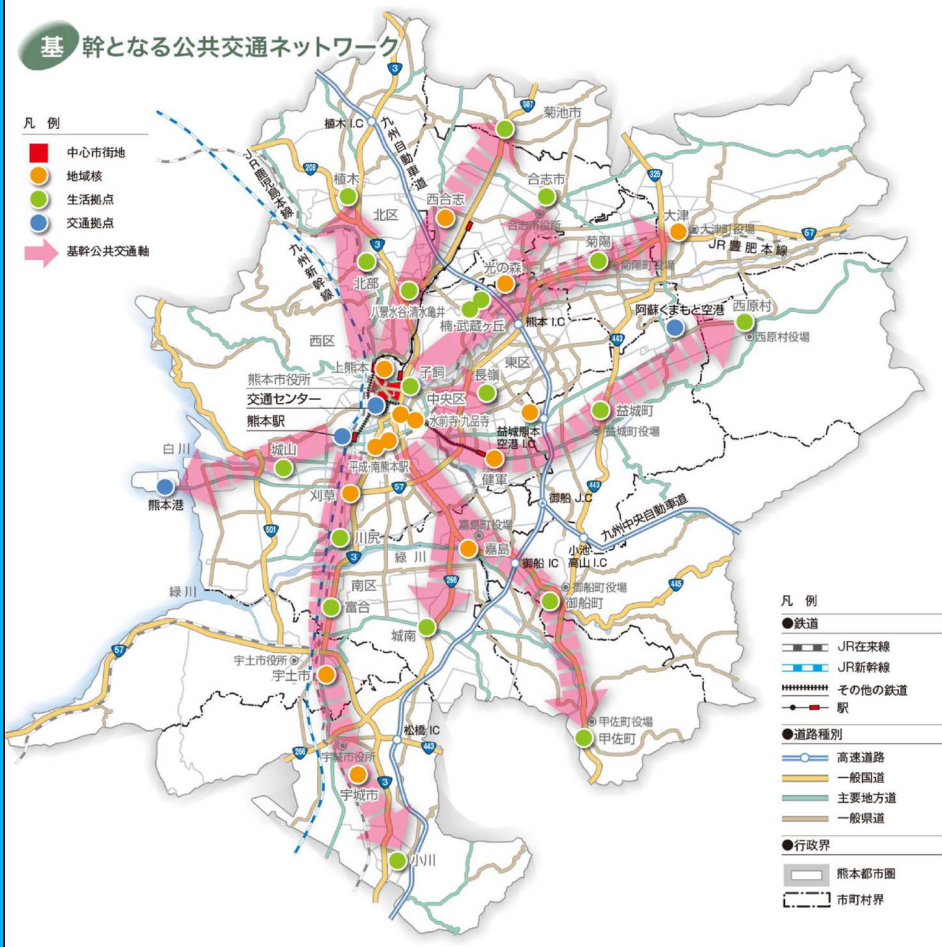
■将来像

- 連携中枢都市圏に求められる広域的な拠点機能や都市機能を交通網に合わせ配置し、熊本市と周辺市町村、また近隣市町村相互が補完・連携しながら、暮らしやすさと持続的な発展を確保する『多核連携型の都市圏構造』

■交通ネットワークの将来像

- 「基幹となる公共交通軸」、「骨格となる幹線道路網」の形成

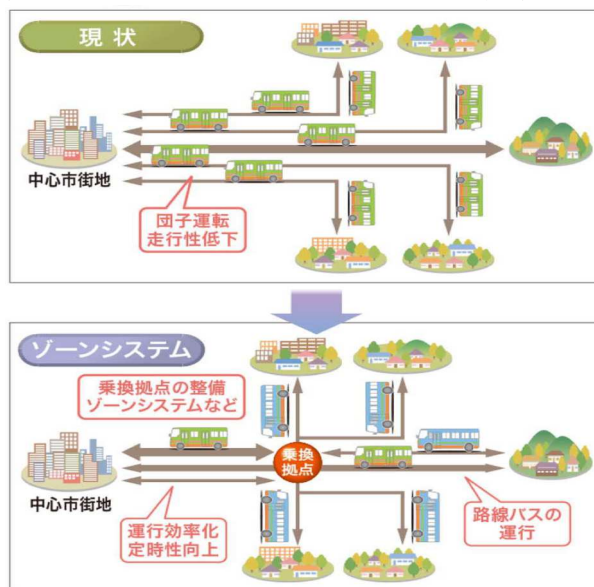
基 幹となる公共交通ネットワーク



公共交通に関する
施策・事業

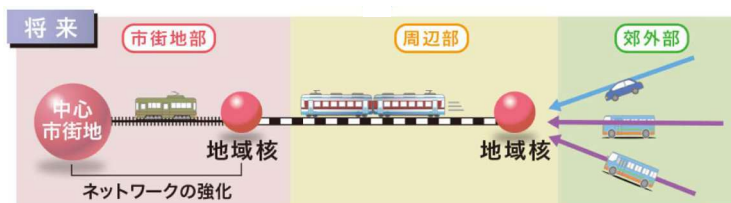
■公共交通の整備方針

①バス施策（ゾーンシステムの導入、幹線区間の強化）



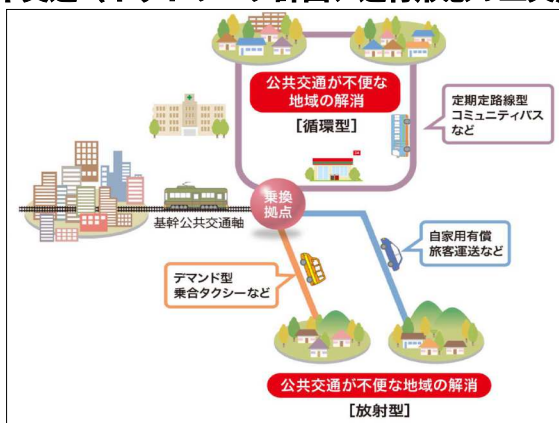
▲ ゾーンシステム導入イメージ

②鉄軌道施策（ネットワークの強化、ネットワークの充実、新駅の整備）



▲ ネットワークの強化（結節）イメージ

③コミュニティ交通（ネットワーク計画、運行形態の工夫）



▲ ネットワーク計画イメージ

④公共交通の利用促進施策（広域交通拠点と公共交通の連携強化、公共交通システムの機能強化、他の交通手段との連携）

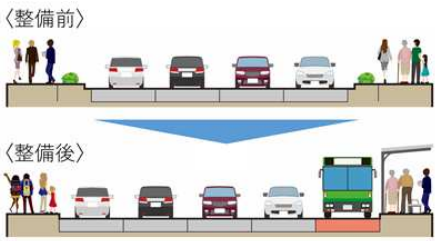
その他関連する
施策・事業

■道路の整備方針

- ① 2環状1放射道路網の形成促進（環状道路の整備、放射道路の整備）
- ② 交差点改良による交通円滑化（環状道路の主要交差点の立体化等、機動的な交差点改良による渋滞緩和）
- ③ 基幹公共交通軸の形成と一体となった道路整備

(2) 熊本市公共交通ランドデザイン（平成24年3月策定 令和2年（2020年）3月改定）

熊本市公共交通ランドデザインは公共交通体系のあるべき姿を示すものです。

将来の交通体系	■範囲 ○熊本市域 ■将来像 ○参画と協働で築く公共交通を基軸とした多核連携のまちづくり ■基本的施策 ○基幹公共交通軸の強化 - 定時性、速達性、大量輸送など公共交通の高いサービスを提供することで、自家用車からの転換を促します。 ○バス路線網の再編 - バス事業者が連携して路線網の再編をすすめ、利用者のニーズに沿った利便性の高い持続可能なバス路線を実現します。 ○公共交通空白・不便地域の解消 - バス路線等でカバーできない地域は、地域と連携し、コミュニティ交通を導入し、日常生活に必要な移動手段を確保します。 ○ベストミックスの構築 - 地域特性に応じて、公共交通と自動車交通を効率的に組み合わせ、利便性の高い交通体系の構築を目指します。
公共交通に関する 施策・事業	■基幹公共交通軸での取組  ▲市電延伸  ▲バス専用（優先レーン）  ▲多両編成車両  ▲公共交通の走行環境整備

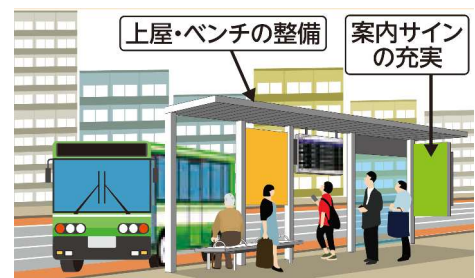


▲ボトルネック交差点の解消

■地域ごとの特性に応じた公共交通の取組



▲新しい運賃体系の導入



▲待合環境の向上



▲環状バスの見直し



▲商業施設等を活用したP&Rの拡充



▲路面標示等明確化



▲環状道路の整備

■熊本市公共交通ランドデザインの全体像

基幹公共交通軸の強化



▲超低床電車

○定時性、速達性、大量輸送など公共交通の高いサービスを提供することで、自家用車からの転換を促します。

公共交通空白・不便地域の解消



▲コミュニティ交通の例 (予約型乗合タクシー)

○バス路線等でカバーできない地域は、地域と連携し、コミュニティ交通を導入し、日常生活に必要な移動手段を確保します。

交通結節機能の向上

▲メインターミナル
(熊本駅前バスターミナル)

▲サブターミナル(熊本駅)

移動利便性の向上

○新たなモビリティサービスの展開を見据え、経路検索・位置情報システム・料金決済等の機能向上を図ります。

○加えて、共通定期や乗継割引、均一料金等の導入により、公共交通の移動利便性の向上を図ります。



▲MaaS化の推進

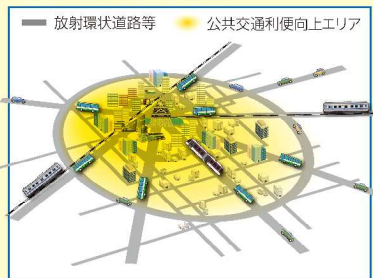
バス路線網の再編



▲幹線バス (国道3号線)

○バス事業者が連携して路線網の再編をすすめ、利用者のニーズに沿った利便性の高い持続可能なバス路線を実現します。

ベストミックスの構築

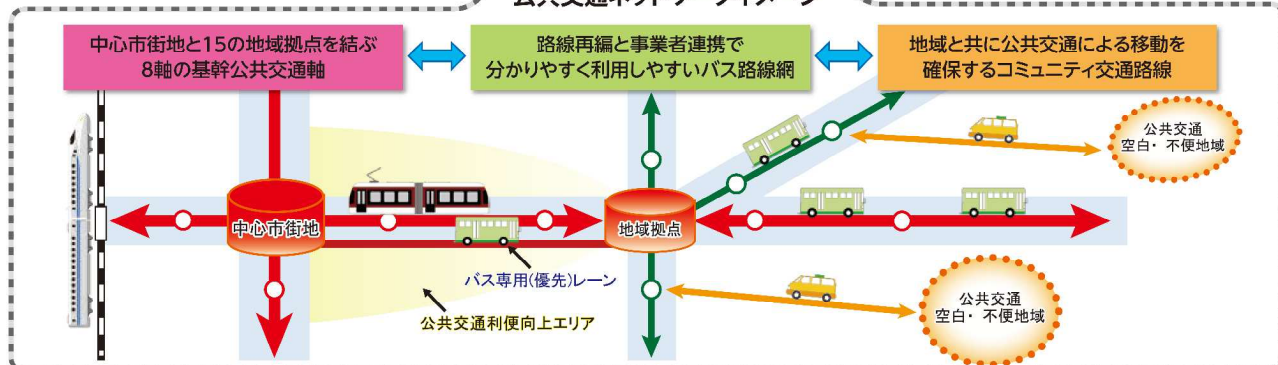


▲公共交通利便向上エリアのイメージ

○地域特性に応じて、公共交通と自動車交通を効果的に組み合わせ、利便性の高い交通体系を構築します。
○特に、交通が集中する市街地において、公共交通を主体とした交通体系を構築します。



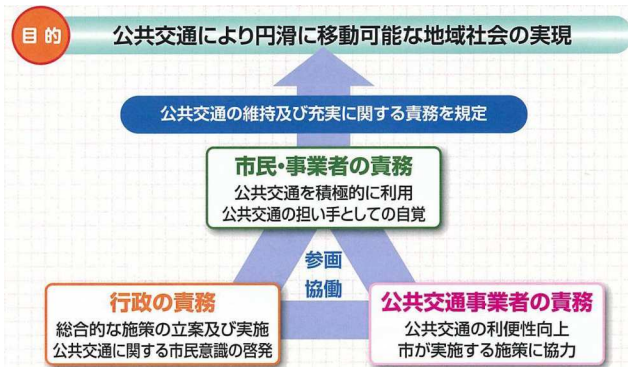
公共交通ネットワークイメージ



(3) 熊本市公共交通基本条例（平成 25 年（2013 年）4 月施行）

熊本市公共交通基本条例は公共交通グランドデザインの具現化に向け、市民・公共交通事業者・行政の役割や責務を明確にし、協働で公共交通の利用促進に取り組むために制定したものです。

概 要	■範囲 ○熊本市域 ■目的 ○公共交通により円滑に移動可能な地域社会の実現 ■基本理念 ○市民は日常生活及び社会生活を営むために必要な移動をする権利を有するとの理念を尊重 ○市民及び事業者の参画と協働のもと、公共交通の維持・充実を図る ■責務 〔市の責務〕 ○市民及び事業者の参画と協働のもと総合的な施策を立案し実施 ○施策を実施する際、当該施策に関する市民・事業者・公共交通事業者等の理解と協力を得る ○公共交通に関する市民意識の啓発 〔公共交通事業者の責務〕 ○社会的な役割を自覚し、公共交通の利便性向上に努める ○公共交通の利便性の向上に関する情報を、市民及び事業者に対して積極的に提供 〔事業者の責務〕 ○公共交通に対する理解と関心を深め、本市が実施する施策に協力 ○事業活動を行うにあたり、できる限り公共交通を利用 〔市民の責務〕 ○公共交通に対する理解と関心を深め、公共交通の担い手のひとりであることを自覚し、本市が実施する施策に協力 ○日常生活において、過度に自家用車に依存せず、公共交通を積極的に利用 ■方向性 ○公共交通を基軸とした多核連携のまちづくりの推進 ○自家用車から公共交通への転換を推進 ○公共交通の利用者はもとより、地域社会全体で公共交通を支える ○公共交通により円滑に移動可能な地域社会の実現
-----	---



公共交通に関する 施策・事業

■公共交通ネットワークの機能強化

- ①基幹公共交通の機能強化：交通センターバスターミナル整備等
- ②わかりやすく効率的なバス路線網の構築：競合路線改善等
- ③基幹公共交通を中心とした公共交通機関の相互連携：結節機能強化等

■公共交通の利用促進

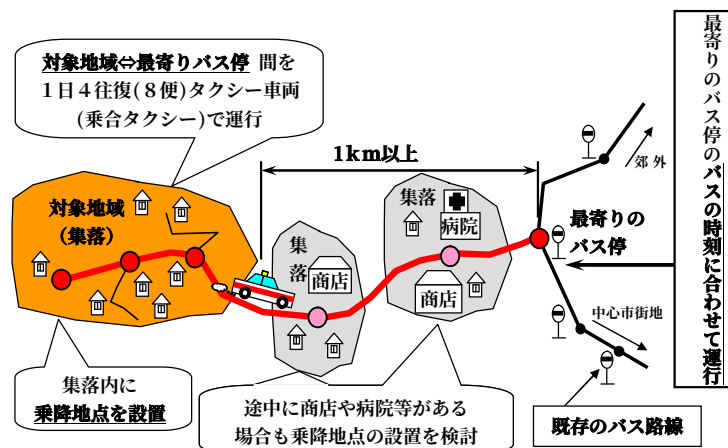
- ①公共交通の走行環境及び利用環境の改善：道路及び交差点整備等
- ②自家用車や自転車との乗継利便性の向上：パークアンドライドの整備等
- ③公共交通事業者等が行う利用促進策に対する支援：

公共交通利用の啓発等

■公共交通空白地域及び不便地域等への対応

- ①公共交通空白地域：通院や買い物など、日常生活に必要な最低限度の移動手段を、行政が主体となって地域と協働しながら確保する。地域がコミュニティ交通を利用した場合は、利用者負担として料金を支払い、行政は欠損額を補助する。停留所等から距離が1,000メートル以上離れた地域をいう。

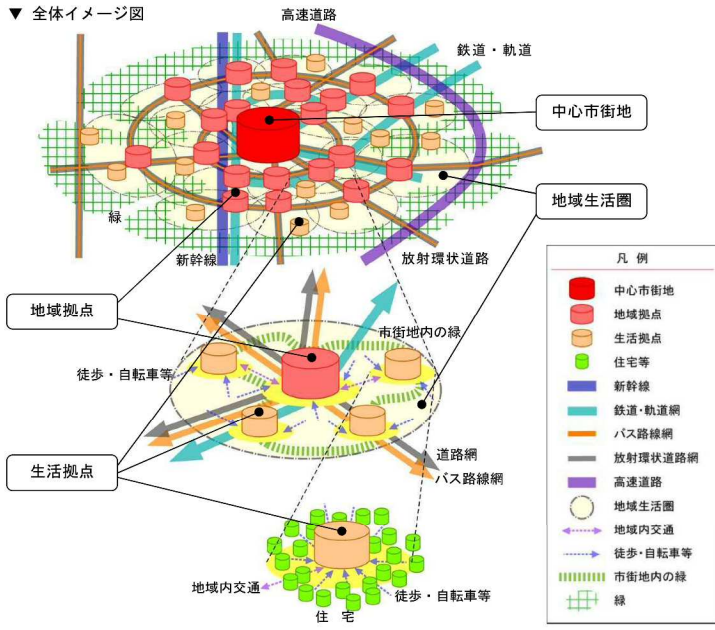
〔乗合タクシー運行イメージ〕



- ②公共交通不便地域等：通院や買い物など日常生活に必要な移動手段を向上させるために、地域が主体的に利便性の高いコミュニティ交通を導入し、行政は地域を積極的に支援する。コミュニティ交通の運行に関する経費は、地域が負担するものとし、行政は一定部分を補助する。公共交通空白地域以外の地域であって、停留所等からの距離が500メートル以上離れたものをいう。

(4) 熊本市立地適正化計画（平成28年3月策定 令和3年（2021年）3月改定）

熊本市立地適正化計画は令和7年を目標年次とし、熊本市が目指す多核連携都市の実現を目指し、熊本市の現在の暮らしやすさを人口減少・超高齢社会においても維持するとともに、熊本都市圏の発展を牽引するため長期的に都市活力や魅力を維持することを目的に策定したものです。

概 要	■計画区域 ○熊本市内の都市計画区域 ※ただし、都市全体を見渡す観点から都市計画区域外も分析・評価の対象とし、都市計画区域外への施策展開も視野に入れる。 ■将来像（都市づくりの基本方針） ○熊本市が目指す多核連携都市づくり ▼全体イメージ図  ■立地適正化計画に定める主な内容 ・立地適正化計画の区域 ・立地適正化計画の計画期間 ・都市機能誘導区域 ・誘導施設（都市機能誘導区域に維持・確保すべき施設） ・居住誘導区域 ・都市機能及び人口密度を維持・確保するための具体的な施策 ・防災指針 ・目標値の設定 ・施策達成状況に関する評価方法
公共交通に関する 施策・事業	■都市機能誘導区域の考え方 第2次都市マスタープラン地域別構想に位置付けた「中心市街地」及び15カ所の地域拠点を基本とし、地域拠点においては、日常生活において多くの人が集まる場所付近で、交通の要衝となる鉄軌道駅やバス停等から概ね半径800m圏。

■誘導施設（都市機能誘導区域に維持・確保すべき施設）

人口減少・超高齢社会においても、郊外部を含めた広域的な地域生活圏全体の居住者の生活利便性を維持するために、都市機能誘導区域内に維持・確保しておく、日常生活に必要な施設

- ・ 商業施設
- ・ 医療施設
- ・ 金融施設 など

■居住誘導区域の考え方

第2次都市マスタープラン地域別構想において示された「居住促進エリア」の考え方を基本として区域を設定。

※公共交通の利便性が高い地域

○中心市街地及び地域拠点

○公共交通軸沿線

- ・ 全ての鉄軌道（JR、市電、熊本電鉄） 概ね半径500m圏
- ・ 運行本数75本以上のバス路線 概ね半径300m圏

■都市機能及び人口密度を維持・確保するための具体的施策

○都市機能誘導区域における都市機能の維持・確保

高次な都市機能が集積する中心市街地を市域及び都市圏全体の拠点とし、日常生活に必要なサービスが整う 15 の地域拠点を核として、都市機能の維持・確保を図る。

○居住誘導区域における人口密度の維持

都市機能誘導区域や公共交通の利便性が高い地域の人口密度を維持するため、良質な住宅の確保や快適でゆとりある都市空間の形成を図り、人口の転入や定住を支える居住環境の向上に取り組む。

○地域コミュニティの維持活性化等

本市の魅力の一つである自然環境等の保全に努め、既存集落の維持を図ると共に、市域全体の地域コミュニティの維持活性化を図る。

加えて、郊外部においては、防災面や低密度な市街地の拡大防止の観点等から、今後の開発動向等を踏まえ土地利用の方向性を検討する。

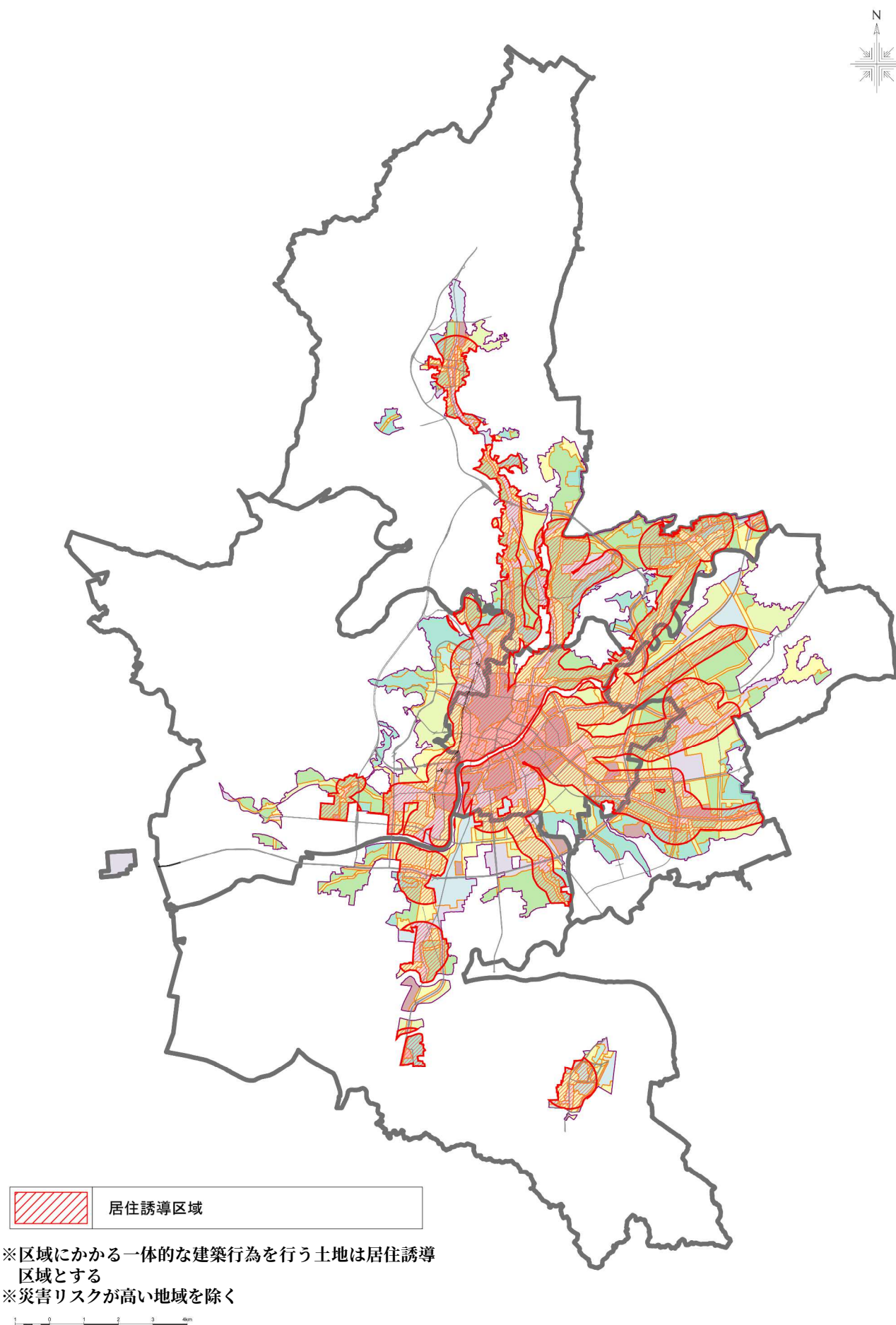
○公共交通ネットワークの充実

熊本都市圏都市交通マスタープランや地域公共交通網形成計画との整合を図りつつ、中心市街地と地域拠点を結ぶ基幹公共交通軸の強化、日常生活を支えるバス路線網の再編、コミュニティ交通の導入等に取り組みます。

○防災視点の強化

居住誘導区域を中心に、ハザード情報と都市の情報を組み合わせるなど、災害リスク分析・課題抽出等を行い、ハード、ソフト両面からの取組によりリスク回避・低減に取り組みます。

■居住誘導区域



(5) 熊本県地域公共交通計画（令和3年（2021年）3月策定）

熊本県地域公共交通計画は、令和7年度を目標年次とし、県全域を対象とした地域公共交通政策のマスタートプランとして、熊本県が策定したものです。

概 要	■範囲 熊本県全域 ■目指すべき将来像 「新しいくまもと」の創造に資する県内各地域の実情に応じた公共交通網の構築 ■基本的な方針 社会動態の変容によって絶え間なく変化・多様化する県民の移動ニーズを満たす、地域公共交通施策の展開 ～公共交通の持つ効果の最大化に向けた輸送資源の総動員～ ■目標 目標1 持続可能な幹線公共交通ネットワークの構築 目標2 輸送資源の総動員によるコミュニティ交通の充実
公共交通に関する 施策・事業	■幹線公共交通ネットワーク構築のための体制整備 ○幹線に求められる役割や維持・確保の方針の設定 ○複数市町村にまたがる広域での検討の推進 ○幹線ネットワーク構築に資する補助金制度への見直し ■共同経営による「あるべきバス路線網」の構築 ○複数事業者による重複区間の最適化 ○利便性向上のための新たな運賃施策の導入 ○事業者間の垣根を越えた経営資源の再配置 ■鉄道ネットワークの整備と持続可能性の向上 ○被災鉄道路線の復旧・復興 ○空港アクセス鉄道の検討推進 ○鉄道事業者と沿線自治体の協働による鉄道の利活用 ■交通モード間の連絡性の強化 ○交通モード間のダイヤ調整・乗継環境の整備 ○シームレスな乗継を可能にする情報提供 ○交通モード間をまたいだ運賃施策の導入 ■地域の実情に応じたコミュニティ交通の導入 ○コミュニティ交通の充実に向けた指針の策定 ○需給バランスを考慮した運行の効率化・ダウンサイジング ○既存の輸送サービスを組み合わせた交通体系の効率化 ○新たなモビリティ技術や法制度を活用した施策の導入 ○コミュニティ交通導入に係る研修機会等の充実 ○コミュニティ交通導入に係る財政支援の検討

(6) 熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略

(平成28年3月策定 令和2年(2020年)3月改定)

熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略は、令和5年度を目標年次とし、人口減少克服等を目的として策定するもの。

概 要	■基本理念 地域の声を拾い上げ、本市が自ら考え、責任をもって、地域の個性や特性に応じた 地域活性化を遂行 ■基本目標（抜粋） 目標1 国内外から人々を引き付けるまちを創り、安心して働くことができる雇用を生み出す 目標2 安心して子どもを産み育てられるまちを実現する 目標3 多様な地域が形成され、安心して暮らせる地域社会を実現する 施策1 「多核連携都市」の実現 「多核連携都市」の実現により、持続可能で誰もが移動しやすく暮らしやすい都市の形成を促進
-------------------	---

(7) 嘉島町まち・ひと・しごと創生総合戦略

(平成27年11月策定 令和2年(2020年)3月改定)

嘉島町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、令和2年度を目標年次とし、人口減少克服等を目的として策定するもの。

概 要	■基本的視点 ○2040年（令和22年）に30代～40代の社会減がゼロになることを目指す ○合計特殊出生率を2030年（令和12年）までに 2.0、2040年（令和22年）から先は 2.1 に上昇させることを目指す ■政策目標（抜粋） 目標1 嘉島町における産業の振興と雇用の創出 目標2 嘉島町への新しい人の流れによる定住促進 目標3 嘉島町における若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくり
-------------------	--

(8) 熊本連携中枢都市圏ビジョン（平成28年3月策定 令和2年（2020年）9月改定）

熊本連携中枢都市圏ビジョンは、令和2年度を目標年次とし、「連携中枢都市圏構想」を計画的に推進するため策定するもの。

概 要	■目指す圏域の姿 圏域市町村がそれぞれの個性と特性に磨きをかけ、魅力を高め、ひとつとなって大きな力となり、九州中央の交流拠点を目指していく ■取組の方向性 ○圏域全体の経済成長のけん引 ○高次の都市機能の集積・強化 ○圏域全体の生活関連機能サービスの向上 〈結びつきやネットワークの強化に係る政策分野〉 ⑮持続可能な地域公共交通網の形成 将来に亘って持続可能な地域公共交通網の形成に向けて、都市圏域の総合地域核である熊本市と熊本市域内及び近隣市町村等の地域拠点を結ぶ基幹公共交通の機能強化を図る
-----	---

(9) 熊本市 SDGs 未来都市計画（令和元年（2019年）8月策定）

熊本市 SDGs 未来都市計画は、2030年のあるべき姿を目指し、SDGsの17のゴール、達成するために策定するもの。

概 要	■将来ビジョン (1) 地域の実態 (2) 2030年のあるべき姿 (3) 2030年のあるべき姿の実現に向けた優先的なゴール、ターゲット ■自治体SDGsの推進に資する取組 ① 地域主義に基づく健康コミュニティ都市づくり ② 未来を担う人づくり ③ 震災の経験をいかした防災・減災のまちづくり （基本方針） 中心市街地や地域拠点、災害対応に必要な拠点における防災機能を強化するとともに、建築物やインフラの耐震化や機能強化、公園などの緑地保全や創出、道路や公共交通等のネットワークの構築及び移動手段の多重化等の公共交通の災害対応力の向上を図る ④ 熊本の経済成長をけん引する産業の振興
-----	---

(10) 熊本市経済再建・市民生活安心プラン（令和2年（2020年）10月 策定）

熊本市経済再建・市民生活安心プランは、新型コロナ禍において市民生活や経済への影響を分析し、必要な対策を実施するものです。

概 要	■対策の方向性 新たな生活スタイルで経済と市民生活を再建し、安心して暮らせる熊本づくり ■基本施策 施策1 感染拡大を防止する ○感染拡大防止対策 ○医療提供体制の整備 施策2 市民生活を守る ○正しい知識の普及啓発と人権擁護 ○市民生活・健康の維持 ○子どもたちの学びと心のサポート 施策3 地域経済を再建する ○中小企業・小規模企業等の事業継続 ○雇用の維持と人材育成 ○域内需要の循環 ○域外需要の取り込み ○「新しい生活様式」に対応した農水産業の振興 ○企業誘致と移住促進 施策4 強靱な社会経済基盤を構築する ○行政のデジタル化 ○スマートシティの実現 ○持続可能なまちへの転換
-------------------	---

(11) 熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）

（平成29年（2017年）3月認定、令和2年（2020年）7月変更）

熊本市中心市街地活性化基本計画は令和3年度を目標年次とし、政令指定都市にふさわしい「顔」づくりの推進のために、目指すべき姿を示すものです。

概 要	■範囲 ○「熊本城地区」「通町筋・桜町周辺地区」、「熊本駅周辺地区」「新町・古町地区」 ■将来像 ○誰もが移動しやすく暮らしやすい「多核連携都市」を都市構造の将来像 ■基本方針 ○にぎわいあ ふれる城下町 ○安心してずっと暮らしたいまち ○誰もが訪れてみたくな るまち ⇒電停改良 低床電車導入 市電ロケーションシステム導入
-------------------	---

(12) 熊本市住生活基本計画（平成27年3月策定 令和2年（2020年）3月改定）

熊本市住生活基本計画は令和6年度を目標年次とし、暮らしやすい熊本の住まい・まちづくりの実現の目的として、住宅を取り巻く変化に対応した新たな施策を示すものです。

概 要	■基本理念 共に支え合い長く住み継ぎ人が集うくまもとの住まい・まちづくり ■基本方針（抜粋） III 住みやすい“まち”の実現 目標1 暮らしやすい住環境の維持・促進 ○1-2 誰もが利用しやすい公共交通の充実 （主な取組） 基幹公共交通の機能強化による利便性の向上 公共交通利用促進に向けたモビリティマネジメントの実施 公共交通空白・不便地域へのデマンドタクシー等の導入 目標2 住環境を向上させるまちづくりの推進 目標3 “くまもと”の魅力あふれるまちづくり推進に向けた情報提供
-----	---

(13) 熊本市観光振興計画（平成22年（2010年）3月策定）

熊本市観光振興計画は、戦略的な観光施策の展開を示すものです。

概 要	■基本目標 ○本市特有の歴史や文化を活かした観光の振興を図る ■基本方針 I 観光客やコンベンションの誘致 II 観光客受入態勢の充実 （1）観光客受入態勢の整備 事業の方向② 移動の円滑化 熊本駅を発着地とした熊本周遊バス「しろめぐりん」の運行や、市電・バスの1日及び2日乗車券を販売することにより、地理に不案内な観光客が気軽に市内を周遊できる交通手段を提供します III 主要観光資源の魅力向上
-----	--

(14) 熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画

(平成 22 年 3 月 策定 令和 3 年 (2021 年) 3 月策定)

熊本市低炭素都市づくり戦略計画は平成 32 年度(短期)を目標年次とし、地球温暖化防止に関する具体的な個別計画を示すものです。

概 要	■将来像 ○水と緑に輝く豊かな自然と400年をこえる熊本城下の歴史・伝統が息づく低炭素で暮らしやすいまち ○自家用車に頼らなくても快適に移動できる、省エネルギー・創エネルギー型のコンパクトなまち ○ふるさと熊本を愛し、地球市民としての自覚を持つ人々が豊かさを実感し生き生きと交流するまち ■戦略 戦略2：人と地球にやさしい都市構造・交通システムへの転換 ①中心市街地と地域・生活拠点が相互に連携した都市構造の形成 ○本市の取組：公共交通機能の充実、利便性の向上等（バス路線の再編やICカードの導入による利用環境の改善 等） ○市民の取組：公共交通の利用促進（パークアンドライドを活用して公共交通機関を利用する移動の実践） ○事業者の取組：公共交通の利用促進（利便性の高い公共交通を提供する 等）
-------------------	---

(15) くまもとはつらつプラン（令和 3 年 (2021 年) 3 月策定）

くまもとはつらつプランは、令和 5 年度を目標年次とし、高齢者保健福祉施策の体系的な推進を図るとともに、介護保険事業の円滑な運営について示すものです。

概 要	■基本理念 「高齢者の人権と自立が尊重され、みんなで支え合いながら、住み慣れた地域で、健康でいきいきと、その人らしく安心して暮らせる社会」の実現 ■施策の展開 3 生活支援 (3) 移動手段の確保と交通安全意識の高揚 ① 公共交通機関の利便性の向上 ② 公共交通空白地域及び不便地域等における移動手段の確保 ③ 熊本連携中枢都市圏福祉有償運送事業 ④ 地域支え合い型移動支援サービス ⑤ 交通安全教室等の開催 ⑥ 電動アシスト付き自転車の普及
-------------------	---

(16) 熊本市障がい者生活プラン（平成31年（2019年）3月策定）

熊本市障がい者生活プランは、令和5年度を目標年次とし、障がいのある人の生活の視点に立った幅広い施策について示すものです。

概 要	■基本理念 全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域社会の構成員として安心して暮らし、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指した自立と共生のまちづくり ■基本目標 基本目標1 障がいへの理解促進と権利擁護 基本目標2 質の高い地域生活の実現 1.利用者本位の地域生活支援 1-（7）移動しやすい環境の整備 ①公共交通機関等による外出の支援 基本目標3 安心して暮らせる社会体制の整備 1.安心・安全なまちづくり 1-（4）ユニバーサルデザインの推進 ③公共交通・移動手段の利便性向上
-----	---

(17) 熊本市交通局経営計画（令和3年（2021年）3月策定）

熊本市交通局経営計画は、令和10年度を目標年次とし、熊本市電の総合的な施策等を示すものです。

概 要	■基本理念 市民や来訪者が気軽に利用できる安全安心な移動手段としての役割を果たすことはもとより、熊本市のまちのシンボルの一つとして、人とまちをつなぎ交流を促進していく。 ■基本方針 基本方針1 安全・安心な運行体制の確保 施策(1) 安全意識の向上 施策(2) 災害対策等の強化 施策(3) 安全輸送を支える基盤設備 基本方針2 質の高いサービスの提供 施策(1) 輸送需要等への的確な対応 施策(2) 誰もが快適に利用できる環境整備 施策(3) 公共交通ネットワークの利便性向上 施策(4) 観光・文化施策や地域との連携 基本方針3 経営基盤の強化 施策(1) 安定的な人材確保と育成 施策(2) 収益力の向上 施策(3) 更なる経営の効率化
-----	--

(18) 熊本市道路整備プログラム（令和2年（2020年）3月改定）

熊本市道路整備プログラムは、令和10年度を目標年次とし、市域内の幹線道路・生活道路における整備計画を示すものです。

概 要	■計画の目的 ○整備の必要性の総合的な評価による限られた財源の有効的な活用 ○計画的かつ効率的な道路整備 ■基本方針 - I 安定的な物流・人流の確保と活性化 ○広域交流の強化 ○都市づくりの強化 ○防災機能の強化 - II 既存ストックの改善による渋滞対策の推進 ○交差点改良 ○既存道路空間を活用した渋滞対策 ○公共交通の走行環境改善 - III 安全で快適な道路空間の整備 ○通学路等の安全対策 ○生活道路の安全対策 ○事故多発交差点の対策 ○自転車利用環境の向上 ○無電柱化の推進 ○橋梁耐震化の推進 - IV インフラ老朽化対策などの推進 ○橋梁などの長寿命化 ○道路の計画的な維持管理
------------	--

(19) 熊本市自転車3“ばい”プラン ～熊本市自転車活用推進計画～

（令和3年（2021年）3月策定）

熊本市自転車活用推進計画は、令和12年度を目標年次とし、総合的な自転車施策を示すものです。

概 要	■基本理念 ○Let's enjoy bicycle. ～自転車を便利・気軽・安全に楽しもう～ ■基本方針 1.乗るbicycle 「自転車を便利に利用できる環境づくり」 重点施策：自転車走行空間の整備、駐輪環境の整備・構築、自転車通勤の促進 2.良かbicycle 「自転車を気軽に利用できる環境づくり」 重点施策：シェアサイクルの導入支援、サイクリング環境の構築 3.守るbicycle 「自転車を安全に利用できる環境づくり」 重点施策：学校と連携した自転車学習の推進、安全・安心な自転車利用の普及
------------	---

(20) 合志市地域公共交通網形成計画（平成28年4月策定、平成31年3月変更）

合志市地域公共交通網形成計画は、令和5年度を目標年次とし、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき策定するものです。

概 要	■都市の将来像 元気・活力・創造のまち ～健幸都市こうし～ ■基本方針 基本方針1 移動をきめ細かく支援します 効率的で快適な公共交通サービスの提供 基本方針2 市民の活発な活動を支えます 多くの市民に利用していただける公共交通 基本方針3 社会環境への負荷を低減します 車社会から公共交通社会への移行 基本方針4 健全な運営基盤を確立します 公共交通の持続可能性の向上
------------	---

(21) 宇城市地域公共交通網形成計画（平成31年（2020年）3月策定）

宇城市地域公共交通網形成計画は、令和6年度を目標年次とし、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき策定するものです。

概 要	■基本理念 “べんり”から一歩ふみ出す ～公共交通利用20%への転換～ ■基本方針 基本方針1 交通拠点や医療機関、商業施設等を効率的に結ぶ地域公共交通網を形成し、人口減に対応できるコンパクトシティ形成の基礎とします 基本方針2 導入や存続に基準を設け、メリハリある地域公共交通を目指します 基本方針3 路線バス等のサービス水準を見直します 基本方針4 交通空白地の解消を図ります 基本方針5 免許返納者等高齢者や障がい者を支える地域公共交通導入を図ります 基本方針6 地域公共交通を利用して守る意識の醸成を図ります
------------	--

(22) 山鹿市地域公共交通網形成計画（平成 31 年（2019 年）3 月策定）

山鹿市地域公共交通網形成計画は、令和 5 年度を目標年次とし、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき策定するものです。

概 要	■基本理念 市民が地域で生きがいをもって住み続けられる持続可能な地域公共交通を構築します ■基本方針 基本方針 1 将来都市づくり・地域生活を支える地域公共交通体系を構築します 基本方針 2 多様な交通モードが有機的に連携し、効率的・効果的な地域公共交通ネットワークを形成します 基本方針 3 利用しやすい・利用したくなる地域公共交通の実現を目指します 基本方針 4 地域公共交通を創り・守り・育てる雰囲気づくりを目指します 基本方針 5 周辺自治体と連携した地域公共交通の維持・確保を目指します
-------------------	--

(23) 益城町地域公共交通計画（令和 3 年（2021 年）3 月策定）

益城町地域公共交通網形成計画は、令和 7 年度を目標年次とし、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき策定するものです。

概 要	■計画の目標 町内外の移動利便性を高め、復興まちづくり・まちのにぎわいづくりを加速させる持続可能な公共交通体系の構築 ■基本方針（目標達成のためのプロジェクト） ○安心なくらしづくりプロジェクト ○移動しやすいまちづくりプロジェクト ○歩きやすいまちづくりプロジェクト ○環境・人にやさしいまちづくりプロジェクト ○強靱なまちづくりプロジェクト ○交流人口拡大プロジェクト
-------------------	--

熊本市第7次総合計画、第6次嘉島町総合計画および都市マスタープランやその他関連計画を見ると、公共交通には以下に示すような役割が求められています。また、各計画に記載されている公共交通に関する施策・事業等についてもあわせて示します。

計 画	公共交通に期待される役割	公共交通に関する施策・事業
総合計画	熊本市第7次総合計画	○だれもが移動しやすく暮らしやすい都市の実現に寄与する役割など
	第6次嘉島町総合計画	○便利で安心な移動を確保する役割 など
都 市 マスター プラン	熊本都市計画区域 マスタープラン	○多核連携型都市づくりを支援する役割 ○快適で便利な広域交流、域内交流を支援する役割
	第2次熊本市都市 マスタープラン	○多様なサービスが支える活力ある多核連携都市を支援する役割
その他 関連計画	熊本都市圏都市交通 マスタープラン	○暮らしやすさと持続的な発展を確保する『多核連携型の都市圏構造』形成を支援する役割
	熊本市公共交通 ランドデザイン	○多核連携のまちづくりを支援する役割
	熊本市公共交通 基本条例	○円滑に移動可能な地域社会の実現を支援する役割
	熊本市立地適正化計画	○多核連携都市づくりの実現を支援する役割
	熊本県地域公共交通 計画	○社会動態の変容によって絶え間なく変化・多様化する県民の移動ニーズを満たす役割
	熊本市しごと・ひと・ まち創生総合戦略	○人口減少の克服等を図る役割

嘉島町まち・ひと・しごと創生総合戦略	○人口減少の克服等を図る役割	○新しい人の流れによる定住促進
熊本連携中枢都市圏ビジョン	○「連携中枢都市圏構想」を計画的に推進する役割	○熊本市と熊本市域内及び近隣市町村等の地域拠点を結ぶ基幹公共交通の機能強化
熊本市SDGs未来都市計画	○SDGsの17のゴールを達成するための役割	○道路や公共交通等のネットワークの構築及び移動手段の多重化等の公共交通の災害対応力の向上
熊本市経済再建・市民生活安心プラン	地域経済と市民生活への影響を最小限に食い止め、公共交通の利用者数を回復をする役割	○車内の感染防止対策 ○3密の解消
熊本市中心市街地活性化基本計画(熊本地区)	○誰もが訪れてみたいとなるまちづくりを支援する役割	○電停改良事業 ○超低床電車導入事業 ○市電ロケーションシステム導入
熊本市住生活基本計画	○住みやすい“まち”の実現を支援する役割	○基幹公共交通の機能強化による利便性の向上など
熊本市観光振興計画	○観光客受入態勢の整備を支援する役割	○しろめぐりん、市電の活用による移動の円滑化
熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画	○人と地球にやさしい都市構造・交通システムへの転換を支援する役割	○中心市街地と地域・生活拠点が相互に連携した都市構造の形成(公共交通機能の充実、利便性の向上等)
くまもとはつらつプラン	高齢者が健康でいきいきと、その人らしく安心して暮らせる社会を実現する役割	○公共交通機関の利便性の向上 ○公共交通空白地域及び不便地域等における移動手段の確保
熊本市障がい者生活プラン	○障がいのある人の外出を支援し積極的な社会参加の促進を図る役割	○公共交通機関等による外出の支援 ○公共交通・移動手段の利便性の向上
熊本市交通局経営計画	熊本都市圏における公共交通の基幹交通として、人とまちをつなぎ、交流を促進する役割	○多編成車両導入 ○ダイヤの最適化 ○ゾーン運賃制の検討
熊本市道路整備プログラム	道路事業と公共交通事業を連携し公共交通の走行環境を改善する役割	○交差点改良 ○既存道路空間を活用した渋滞対策
熊本市自転車活用推進計画	自転車事業と公共交通事業を連携し公共交通の利用者数を増加する役割	○サイクルアンドライド(C&R) ○シェアサイクル
合志市地域公共交通網形成計画	多極ネットワーク型コンパクトシティの形成に貢献する役割	○レターバスの路線距離の短縮化 ○乗合タクシーのデマンド型等の検討
宇城市地域公共交通網形成計画	人口減少に対応できるコンパクトシティの形成に貢献する役割	○路線バスの見直し・再編 ○駅等を拠点とした交通結節機能の強化
山鹿市地域公共交通網形成計画	市民の日常生活における移動手段の確保や地域の活力維持を支援する役割	○路線バスの見直し ○あいのりタクシーの運行内容の見直し
益城町地域公共交通計画	よりにぎわいのある、利便性の高いまちへの発展を支え、町民の誰もが安心して暮らせる環境を形成する役割	○町内の地域特性を踏まえたモビリティサービスの提供 ○熊本市・益城間の交通の維持・継続 ○空港、高速バス利用増を見据えたアクセス交通の強化